

公募要領

1. 事業名 「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業

2. 事業の趣旨

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、^{ひわだ}檜皮、^{かや}茅、^{うるし}漆等の植物性資材（以下、「修理用資材」という。）の確保や当該資材に関する技能者の育成等に関する普及啓発活動、保存修理現場の公開等を通じて、文化財修理用資材等に関する国民的理解を図る。

3. 事業の内容

ふるさと文化財の森、若しくはふるさと文化財の森センター、又は国宝・重要文化財建造物の保存修理現場等において、材料の育成、資材の採取・加工、文化財建造物における使われ方等に関する公開セミナー、講習会、体験、実演、保存修理現場の公開、展示、講演会等

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の（１）から（３）の要件を満たしているもの。

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）次のいずれかに該当する団体であること。

- ① 法人格を有する団体（営利目的とするものを除く）
- ② 法人格を有しないが、以下の要件を満たしている非営利の団体
 - ・定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
 - ・自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
 - ・団体活動の本拠としての事務所を有すること。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は特に求めないものとする。

6. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所及び問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化資源活用課 修理指導部門

TEL 03-5253-4111 (代) (内線2796)

FAX 03-6734-3820

E-mail furumori@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4縦判，横書きとする。
- ②提出方法は，2部を送付又は持参すること。

(3) 提出書類

- ①企画提案書（所定の様式）
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し
- ③その他必要と思われる資料

※ 企画提案者が実行委員会形式の場合には，実施体制の中で主要な団体の資料を提出すること。

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和3年1月29日（金）18時必着

提出先：上記（1）に示す場所

(5) その他

- ① 企画提案書等の作成費用については，選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。
- ② 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差し替えは一切認めない。
- ③ 企画提案書等は，文化庁に設置する「ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会」（以下，「専門委員会」という）委員及び本件業務関係者に開示する。また，必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので，一切の秘密情報が含まれないものとし，公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
- ④ 採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき，不開示情報（個人情報，法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

7. 本件に関する質問等

様式は自由とし、質問者名、団体名、役職名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスを明記の上、上記 6 の（1）に FAX 又は E-mail にて行うこと。

回答に関しては、ホームページにて公開している本件の公募情報にて開示するが、審査に関する質問については回答しない。

8. 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：1 件当たり、おおむね 1 0 0 万円～2 5 0 万円程度

採 択 数：5 件程度

9. 選定方法等

（1）選定方法

専門委員会において、提出された企画提案書にて書類選考を実施する。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、1 0 日以内に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出等

（1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

（2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（3）前 2 項は、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人には適用しない。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12. スケジュール

- (1) 公募開始：令和3年1月4日（月）
- (2) 公募締切：令和3年1月29日（金）
- (3) 審査：令和3年3月上旬頃
- (4) 契約締結：令和3年4月上旬以降
- (5) 契約期間：契約締結日から事業完了日又は令和4年3月11日（金）のいずれかの早い日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合には、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び事業計画書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること（文化庁委託業務実施要領 <http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>）。
- (2) 選定した企画の内容は、文化庁と選定された者との協議の上、変更することがある。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況になった場合には、速やかに届け出ること。
- (4) 採択件数は現時点での予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は委員会が決定する。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備の程、よろしく願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書